

平成27年 山武市教育委員会第6回定例会 会議録

日 時	平成27年6月17日（水）午後1時30分
場 所	山武市教育委員会庁舎会議室
招 集 者	山武市教育委員会 委員長 五木田 孝義
議 題	議決事項 議案第1号 山武市教育委員会委員長の選挙について 議案第2号 山武市教育委員会委員長職務代理者の指定について 議案第3号 山武市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を 改正する告示について 議案第4号 山武市教育支援委員会委員の委嘱について 協議事項 協議第1号 要保護及び準要保護児童生徒の認定について 協議第2号 山武市総合教育会議について 協議第3号 グローバル化教育の推進について 報告事項 報告第1号 山武市議会第2回定例会の報告について 報告第2号 山武市青少年スリランカ派遣事業及び山武市少年海外 派遣事業応募者の状況について 報告第3号 山武郡市小学校陸上競技大会結果について 報告第4号 行事の共催・後援について 報告第5号 7月の行事予定について
出席委員	委員長 五木田 孝義 委員長職務代理者 小野崎 一男 委員 高橋 尚子 委員 高柳 善江 委員 小川 一成 教育長 嘉瀬 尚男
欠席委員	なし

出席した職員の職及び氏名

教育部長	渡邊 聰
教育総務課長	小川 宏治
学校教育課長	齊田 謙一
学校教育課指導室長	井上 博文
生涯学習課長	小野 稔
スポーツ振興課長	高橋 宏和
子育て支援課長	中村 洋一

事務局

教育総務課総務企画係長	秋葉 一徳
教育総務課総務企画係主査補	鈴木 慎太郎

◎開 会

○五木田委員長が挨拶し、午後1時30分開会を宣する。

◎日程第1 会議録署名人の指名

○五木田委員長が議長となり、高柳委員を指名する。

◎日程第2 会議録の承認

五木田委員長 平成27年教育委員会第5回定例会会議録について、事前に配布しておりますがいかがでしょうか。異議ありませんか。

(「はい」の声あり)

五木田委員長 異議がないようですので、第5回定例会会議録は承認します。

◎日程第3 教育長報告

五木田委員長 教育長報告。教育長、お願いします。

教育長 それでは教育長報告をさせていただきます。5月21日から6月17日までの報告となります。

5月21と22日に、全国都市教育長協議会が厚木市文化会館にて開催され、出席をしてみいました。総会、研究発表会、分科会と記念講演ということで行われました。記念講演の講師は、ロサンゼルスオリンピックの柔道で金メダリストの山下元選手、現在、東海大学の副学長のお話を伺いました。

23日には運動会が4校（大富小・睦岡小・山武北小・豊岡小）で行われ、教育委員の皆さんにも出席いただいているところです。

同日は、歴史民族資料館友の会の総会が、のぎくプラザで開催されました。

24日には、山武市ボランティア連絡協議会の第10回目の総会があり参加しました。

25日には、指定管理者選定委員会、これは松尾にぎわい処、今、松尾に新しく建築しているところで、物販等を行うにぎわい処の指定管理について選考委員会が行われました。

同日より、校長目標申告面談がありますが、これは25日のほか、26日、そして28日と3回に分けて行ったものでございます。

27日、山武郡市グラウンドゴルフ大会が松尾運動公園で行われ、約288名という大変多くの方が参加されております。

同日、千葉県市町村教育委員会連絡協議会定期総会並びに特別

講演会ということで、教育委員の皆さんにも参加いただいたところでございます。

28日には、家庭教育学級の合同開校式が行われ、同日、山武市教職員組合の定期大会が教育会館で行われました。

29、30日につきましては、関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会総会及び研修会ということで、教育委員の皆さんと参加してきたところです。

6月1日、山武地区の教科書採択地区協議会が、東金市役所で第1回目の会議が開催されました。

2日には、第2回の議会定例会が開会されております。議会開会の後に、庁議並びにオリンピック・パラリンピック推進本部会議が開催されました。

3日、在スリランカ日本国大使の表敬訪問をしました。6月に在スリランカ大使が交代になることから、スリランカに行く前に訪問してご挨拶をしてきたところです。菅沼健一全権大使です。これには、市長、副市長、それから今度、派遣団の団長として行っていただく、学校教育課齊田課長とともに行ってまいりました。

5日、第2回議会定例会の一般質問がございました。議会に関しては後ほど報告がございしますが、小中学校規模適正化・適正配置について、越川議員、小野崎議員、小川良一議員からご質問を受けたところです。

6日には、しらはたこども園の運動会があり、高橋委員に出席いただき、私も短時間でしたが見てまいりました。

同日、山武市青少年育成市民会議の総会並びに懇親会ということで、総会のほうには文教厚生常任委員会の委員長である本山議員が出席され、また、懇親会には市長が同席されております。

8日、校長会議が開催されました。

9日の第2回議会定例会の一般質問では、市川議員からパラリンピック教育について、今関議員からトイレの改修についての質問が出されております。これも後ほど詳しい報告があります。

11日は、議会の議案質疑のほかに、日韓交流歓迎レセプションをニュー太洋で、それから翌日、アンニョンハセヨ集会在予定されておりましたが、韓国でMERSが非常に流行しているということで、その影響で訪日が中止となり、この事業については延期ということでございますが、年度内の開催は無理であろうということで、今年度は中止という形になると思います。

12日、東上総教育事務所の所長訪問が松尾中、松尾小の2校で

行われました。

15日には文教厚生常任委員会が開催されました。

同日、第39回全国高等学校総合文化祭作品出品者表敬訪問ということで、市内在住の佐倉高校3年生が藍染めした作品が、全国大会へ出品されることになり訪問を受けておるところです。

16日、昨日ですが、東上総教育事務所の所長訪問が山武西小、豊岡小で行われました。

そして、本日は教育委員の皆さんと、成東東中の学校訪問をしたところです。報告は以上でございます。

五木田委員長

ただいま報告がありましたが、何か質問はございますか。

小野崎委員

1つだけお聞きします。千葉県でオリンピック・パラリンピックに関して、事前準備か何かで誘致するとかというので、知事が発表していますよね。山武市がスリランカに決まったのは知事の発表よりももっと早かったが、それとの関連というか、県との関連というのはあるんでしょうか。

要するに、県は各国の事前準備の誘致をするとかというので発表されていますよね。山武市は事前にスリランカとやりましょうという話になっているが、県を差し置いてという話になっていないか少し心配になったので。

教育総務課長

特にないと思います。県は県、市町村は市町村で、できるところはということで、そういう動きはやっています。知事のほうからは、山武市の動きは非常に評価しているというようなコメントをいただいていると聞いています。

教育長

山武市は先進的に動いているということで評価をいただいています。また、今日の新聞に出ていたと思いますが、そういう運動に対してどんどん支援するというようなことを言っています。特に問題はないと思います。

県のほうにも、市長、副市長は何度か訪問して、説明並びにご理解を得るようなことは行っております。

小野崎委員

わかりました。ありがとうございました。

教育長

競技場というか練習場所、いろいろなところが選手を誘致とい

うことになる、限られた場所で、競技によっては場所がないということ、いろいろな大変かもしれませんが。先にやったほうがいいのか、という気がします。

五木田委員長 それでは、議事に入ります。

議案第1号「山武市教育委員会委員長の選挙について」、議案第2号「山武市教育委員会委員長職務代理者の指定について」、議案第4号「山武市教育支援委員会委員の委嘱について」、協議第1号「要保護及び準要保護児童生徒の認定について」は、氏名等の内容が含まれており、公開することにより個人のプライバシーを侵害する恐れがあるため、公開に適さない事項であることから、教育委員会会議規則第12条の規定により秘密会としたいのですが、いかがでしょうか。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

五木田委員長 挙手全員であります。よって、議案第1号、第2号、第4号及び協議第1号は秘密会といたします。

◎日程第4 議決事項

○議案第1号

(議案第1号は、秘密会につき概要と結果のみ記載)

五木田委員長 議案第1号「山武市教育委員会委員長の選挙について」を議題といたします。教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長 資料に基づき、山武市教育委員会委員長の選挙について説明。

※小野崎委員を委員長として選任。

○議案第2号

五木田委員長 議案第2号「山武市教育委員会委員長職務代理者の指定について」を議題とします。教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長 資料に基づき、山武市教育委員会委員長職務代理者の指定について説明。

※高柳委員を委員長職務代理者として指定。

五木田委員長 ここで一旦、秘密会を解きます。

○議案第3号

五木田委員長 議案第3号「山武市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示について」を議題とします。子育て支援課長から説明をお願いします。

子育て支援課長 それでは資料5ページ目、議案第3号「山武市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示について」説明させていただきます。

本要綱の目的としては、幼児教育の振興を図るため、私立幼稚園の設置者が保護者から徴収する保育料を減額し、また、免除する場合において、その免除額に相当する額の一部に対して予算の範囲内において補助金を交付するというものでございます。

今回の改正の内容は2点でございます。

まず1点目は、補助限度額の改正でございます。補助基準は、国の幼稚園就園奨励費補助金の基準を準用していますが、その国の基準額が今回見直されたことによって、本要綱の補助限度額を改めるものでございます。

次に、2点目ですが、別記第3号様式の保育料等減免措置に関する調書の様式について、一部改正するものでございます。

それでは、資料9ページ目の新旧対照表をご覧いただきたいと思えます。

9ページから12ページまでございますが、まず1点目、9ページと10ページの第3条、限度額表になりますが、私立幼稚園の保育料の全国平均の単価といたしまして、30万8,000円までの区分Aの生活保護世帯の免除を可能にすることを基準に、今回の改正は区分Bのところですが、当該年度に納付すべき市民税が非課税世帯、もしくは市民税の所得割が非課税世帯について改正するものでございます。

まず、国が示した今回の幼稚園保育料は、区分Bの市民税非課税世帯と所得割非課税世帯が去年までは月額9,100円でした。今年度からは月額3,000円に引き下げられました。したがって、免税額は月額3,000円に12カ月を掛けた3万6,000円になります。この3万6,000円を生活保護世帯の補助限度額30万8,000円から差し

引くと、ここの表にありますとおり、27万2,000円になろうかと思
います。この金額が市民税非課税世帯及び所得割非課税世帯の第
1子の補助限度額となるところでございます。

続いて、第2子ですが、第2子は半額になりますので、月額
3,000円の半額の1,500円を12カ月で乗じますと、年額としては
1万8,000円になります。その1万8,000円を生活保護世帯の補助
限度額30万8,000円から差し引きますと29万円になろうかと思いま
す。その29万円が第2子の補助限度額となるところでございます。

補足になりますが、第3子目以降については、幼稚園保育料は
無料でございますので、30万8,000円が補助限度額となっております。
縦に全て30万8,000円になっているかと思えます。

次に2点目でございますが、11ページ、12ページをご覧いただ
きたいと思えます。別記第3号様式の改正でございます。保育料
等減免措置に関する調書に税情報等を確認することに当たっての
署名欄を追加するものでございます。これは、税務職員や生活保
護事務職員以外の職員が市民税の賦課情報、世帯情報、生活保護
情報の適用状況などの個人情報を見直し、確認審査をいたします
ので、申請と同時に保護者の同意を得ておく必要があることから
追加したものでございます。

なお、この改正内容については、平成27年4月1日に遡及いた
しまして適用させていただきたいと思えます。

以上が今回の改正内容でございます。よろしく願いいたします。

五木田委員長 ただ今、子育て支援課長から説明がありましたが、何かご質問
ございますか。

小川委員 質問させていただくが、生活保護を受けている世帯の補助額を
変更するのか。

子育て支援課長 生活保護世帯は変更しません。生活保護世帯の方々は、幼稚園
保育料についてはゼロ円です。基準額が30万8,000円ですので、
30万8,000円分を補助します。私立幼稚園にその分を補助したいと
いうことです。

小川委員 私立幼稚園に通園している人に対する法改正ですか。

子育て支援課長 そうです。補助金として渡しますけれども、それについての改正でございます。

それと、国のほうで改正したというのは、幼稚園保育料、いわゆる普通の基準に全国平均として国が示す保育料の区分なのでございますが、そのBの区分が、去年までは9,100円だったんです。今年度については、そこが3,000円になったことから、6,100円低くなったことで、いわゆる補助限度額についても上げたということでございます。

高橋委員 税金を少なく納めている人が、去年は、現行は1万9,100円渡していたところを2万7,200円に上げて、私立幼稚園のほうへ渡すというか補助するということですよ。

子育て支援課長 納めてもらう保育料が6,100円分減ってしまったので、その分上乘せして、私立幼稚園に補助するものです。

小川委員 どうして私立幼稚園にそういうことを行うのか。

子育て支援課長 私立幼稚園は、保育料で経営していますので、所得が低い保護者の保育料は低額ですので経営が苦しくなります。

本来、市内の公立幼稚園に通わせたいが、勤務の関係などから勤務地に近い私立幼稚園にしか、入れざるを得ないという場合があります。

小川委員 入れざるを得ないと。いわゆる待機児童の問題ですね。わかりました。

小野崎委員 山武市立幼稚園、こども園等については、最初からこれは補助金にしないからゼロ円なんですよ。

子育て支援課長 そういうことです。

小野崎委員 こども園の通常の人、30万8,000円のところは山武市のこども園はゼロ円になるんですよ。だから、30万8,000円を補助するということは、こども園と私立と同じ条件になるということです。

小川委員 了解しました。

子育て支援課長 幼稚園ですけどね。こども園はこども園保育料があります。

五木田委員長 他に質問がなければお諮りいたします。本議案に賛成する委員の方、挙手をお願いします。

(全員挙手)

五木田委員長 挙手全員。よって本議案は原案のとおり可決いたします。

五木田委員長 ここから秘密会とします。

○議案第4号

(議案第4号は、秘密会につき概要と結果のみ記載)

五木田委員長 議案第4号「山武市教育支援委員会委員の委嘱について」を議題といたします。学校教育課長から説明をお願いします。

学校教育課長 資料に基づき、委嘱する3名について説明。

※審議結果 原案のとおり可決。

◎日程第5 協議事項

○協議第1号

(協議第1号は、秘密会につき概要と結果のみ記載)

五木田委員長 協議第1号「要保護及び準要保護児童生徒の認定について」を議題といたします。学校教育課長から説明をお願いします。

学校教育課長 資料に基づき、新規申請分(6世帯7名)について説明。

※審査結果 新規6世帯7名について認定。

五木田委員長 ここで秘密会を解きます。

○協議第2号

五木田委員長 協議第2号「山武市総合教育会議について」を議題といたします。教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長

差し替えの資料もご覧いただきながら、ご説明をさせていただきますと思います。山武市総合教育会議ということで、今回の地方教育行政の法律の改正によりまして、本年度から4月1日施行で総合教育会議を設置するというに伴いまして、その会議における協議・調整事項等に意見をいただきたいということで、事務局で会議の次第をつくりました。7月1日、水曜日の午前10時から第1回目の会議を開催したいと思いますので、その時の資料としてこれをもとに会議を行いたいということで、ご覧いただきたいということでございます。

別冊の資料を1枚めくっていただきまして、今回の会議につきましては、総合教育会議というのはどういうものかという内容についてのご説明と、協議・調整事項として、教育大綱というものを市長が定めるものとなりました。それを総合教育会議で協議・調整をした結果、定めるというルールなので、その大綱とはどういうものか、という概要の説明を当日の会議の時にしたいと思っております。次回以降、大綱の案を固めていくということで考えております。

まず、資料の1ページ目、総合教育会議というのはどういうものか、ということのご説明をさせていただきますと思います。総合教育会議は、地方公共団体の長、山武市で言えば市長ですが、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るというのを目的で設置するという会議です。

その会議の構成員は、首長と教育委員会ということになりますので、山武市の場合は市長と教育委員の6名の計7名で構成されるのが総合教育会議になります。

総合教育会議は、主催者は市長になりますので、市長が招集をするということになります。ただ、案件によっては教育委員会が開いてもらいたいという案件があって、そういう協議がなされれば、教育委員会側からの求めに応じて総合会議を開催することもできるという会議になります。

1ページ目の中段、留意事項のところをご覧ください。今回の資料の留意事項のところの具体例というのは、文科省の通知から抜粋したものなので、法解釈は文科省の解釈に基づくものでございます。

アとしまして、総合教育会議は市長と教育委員会のどっちが上

なのかではなくて、対等な執行機関同士の協議・調整の場だということになります。市長の下部組織の附属機関だとか、そういうような位置づけではないという位置づけの会議になります。お互いが対等の立場で話し合うという場です。

イとしまして、地方公共団体の長と教育委員会は、この会議で協議・調整して、合意した方針のもとにそれぞれが所管する事務を執行することになります。ですから、ここの会議で決まったことは、それぞれが所管する権限を持っている事務をそれに基づいて執行するという原則になります。

総合教育会議の構成員は、先ほど申しました7名で構成されますけれども、緊急の場合については、市長と教育長のみで総合教育会議を開くことも可能になります。例えばいじめや災害など、緊急に集まって方向性とか決めなければいけないようなことがあった場合には、ご参集いただいて会議を開くというよりは、まずは市長と教育長で方針を決めて、後ほど報告というようなやり方でも成立するというところでございます。

ii) 協議・調整事項として、どういうものを協議・調整していくのかということがそこに下に書かれています。

教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関する協議。

2番目としまして、教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策の協議。

この具体例が2ページ目の頭のところに書かれています。教育委員会の通常業務の中の話でいけば、学校の整備だとか、通常業務、教職員の定数の教育条件の整備とか、教育委員会が今、一般的に抱えている課題に対しての予算編成や執行をする上で整理をしてもらいたいという調整を必要とするという位置づけで、教育に関する重点的に話し合う事項ということがあります。

イとしまして、教育委員会が単独で自分たちだけで判断すると進められないこと、例えば保育所とか認定こども園を通じた幼児教育や保育の在り方や青少年の健全育成だとか、児童、生徒への対応とか、業務としては福祉部局が所掌しているものとかと連携を図って、進めていきたい場合の、市長側との教育委員会との連携について、こういう場で話し合うという内容になろうかと思っています。

その下段では、児童、生徒の生命または身体に現に被害が生じ、

またはまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置として、いじめの問題で児童、生徒に自殺が発生したとか、交通事故が発生したときの再発防止であったりとか、災害の対応、犯罪多発の対応、そういうものが具体的に考えられるということで、2番目の真ん中の具体例であります。

留意事項としまして、その下のところ、「調整」と「協議」という言葉が先ほどから使われておりますけれども、調整という言葉の意味合いは、ここでは教育委員会の権限に属する事務について予算編成・執行や条例提案等、地方公共団体の権限に属する事務との調和を図ることを意味するのが調整ということになります。協議は、その調整を要しないものも含め、自由な意見交換として幅広く行われるものが協議ということです。

首長が主体でやりますけれども、教育委員会は所管事務全てにこの総合教育会議の場で協議・調整するという趣旨ではありません。重要なものについての話し合いをするということになります。

ウとしまして、教科書採択や個別の教職員の人事等、特に政治的中立性の要請が高い事項については協議の議題とするべきではないということになっております。細かいところの話というよりも、全体の方向性についての話し合いをする場だという認識でおります。

3ページ目のところで、協議・調整の結果の尊重ということで、この場で話し合われ、調整が行われた事項につきましては、当該構成員、市長と教育委員会は、その調整の結果を尊重しなければならないということになっております。

逆に協議・調整がつかなかった事項については、それぞれの法で定められた市長は市長の権限、教育委員会は教育委員会の権限に書かれた、その定められた執行権限に基づいてそれぞれが判断して行うという取り決めになっております。

この会議で決められたこと、会議の話し合いについては、会議は公開をするのが原則になっております。その会議の記録については、遅滞なくまとめて公表するように努めなければならないというルールになっております。

その他としまして、関係者や学識経験者の意見を聞くために会議に出席させることもできるというルールになっています。

4ページ目に会議の進め方と年間スケジュールということで、今後どんな形で進めていくかということ載せています。軌道に

乗れば、多分年2回ぐらい開催すればいいのかなということ考えています。年度初めに教育振興基本計画を踏まえて、1年間やってきた方針を踏まえて教育に関する協議を行っていただくということと、9月ごろには翌年度の予算編成の時期になりますので、次年度以降の施策でどういうものを検討していくか、何に充てたらいいかとか、そういうところでも話し合いをして、予算案ができるような話し合いができるということで、2回ぐらいを基本と考えています。また、児童、生徒の生命や身体の保護等、講ずべき施策をとらなきゃいけないような実態が発生した場合には、その都度臨時で開催することで考えております。

資料2としまして5ページ目になりますが、この会議の運営に関して必要な事項を定めるとしまして、ここで総合教育会議をやらなければいけないというルールになっていますが、詳細な点についてはルールは決められていないということで、それが総合教育会議で定めるということになっております。

ここではその要綱としまして、山武市の総合教育会議ではどんな形でやっていくかということで、法律に書いていない部分について定めるというものになっています。

全体で10条の条文がありますけれども、ここで第1条、趣旨としまして、総合教育会議を設置することに関して必要な事項を定めています。所掌事務は法律に定められている事項を、所掌する事務ということで、3つほど書かれています。構成員は、市長と教育委員会が構成員、これは法律のとおりです。

2項目としまして、この会議に副市長と関係する職員を同席させることができるとしまして、これは協議すべき案件についての説明が必要な場合の説明員として、補助職員である関係職員を出席させて、その会議の必要な議題の説明をするということで、設置することができるという規定になっています。

第4条目には会議のルールとしまして、市長が招集して議長になりますということで、教育委員会側からの求めに応じて会議を招集できる規定も2項目に盛り込みました。3項目には、調整された事項は尊重するというルール、これも法に基づいたルールになります。

意見の聴取としまして、関係者または学識経験者から意見を求めることも、この会議において参加していただいて、意見を聞くこともできるとなっています。

あと、会議の公開の原則を第6条目、第7条目には会議録の作

成と公表の規定を設けました。定例教育委員会と同じように傍聴人も参加できるような傍聴の規定も設けました。ただ、ここで細かく定めるわけではなくて、既存の教育委員会の傍聴規則例によって手続をとるという規定を設けました。

事務局は教育委員会の教育総務課が事務局となり、市長の主催する会議になりますけれども、補助職員として補助執行という形で教育委員会の教育総務課が事務を行うという規定にしてございます。

当日、この案でお諮りしまして、ご承認いただければということ考えています。

7 ページ目には、傍聴のときの受付名簿などのサンプルをつけさせていただきました。

8 ページ目には、資料3としまして、教育大綱の策定についてということで、これが会議のメインになるのかなということで、これをつくらなきゃいけないということで、どういうものにしていくかということでのご協議をいただく基礎資料ということになります。

大綱策定の法的根拠は、そこの考え方に書かれていますけれども、法律の第1条の3第1項に書かれていることで、地方公共団体の長は教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとするものとされています。

これは定める場合もそうですけれども、変更する場合においても、あらかじめ総合教育会議において協議することになっていきます。そこで調整されたものが大綱になっているということになります。

その下に破線で囲まれている大綱の考え方という文科省の大綱策定の考え方の指針がありますけれども、アとしまして、根本の方針を定めるというものであって、詳細な施策について策定を求めるものではありません。全体の方向性について求めるものです。

イとしまして、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画を参酌することになるんですけれども、地方公共団体において教育基本法17条第2項に規定する教育振興基本計画を定めている場合には、それをもって変えることもできますよということがここに書かれています。山武市の場合は、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画を定めておりますので、協議・

調整の結果、それをもって大綱とするということになれば、それはそれで大綱という位置づけになるということもできるということになっています。

そういう形で、9ページ目には、策定の方針はどうしていくかという素案をここに書いています。たたき台の案ですけれども、先ほど申しましたように、山武市では教育振興基本計画が策定されています。ですから、それをベースに大綱をつくっていくというのではどうでしょうかという案がここに載っています。それで協議をしていただいて、市長のほうでそれでいいというのであれば、それをベースにする。この機会だから変えようというのであれば、そこでどういう形にするのか協議していただく。

10ページ目からは、教育振興基本計画がどんな骨格でできているのかというのがわかるように、骨組みの部分だけここに抜粋しております。

山武市教育の目指す姿として、教育理念、それを達成するための基本目標が3つの柱であります。それを推進するための4つの政策ということで、そういう項目で出ていますよというのが13ページまでの資料になります。

14ページ、15ページにつきましては、他団体の策定済みの自治体のパターンとしまして、教育大綱はこんな骨組みにという案をここに付けてみました。

「はじめに」ということで、最初にそういう挨拶文が入って、大綱策定の趣旨や背景みたいなものをここに入れて、大綱の位置づけがどんなものなのか、あとはいつまでの期間のものかというのをもここに定めます。それで教育の基本理念、目標、体系、「おわりに」みたいな、教育振興基本計画をベースにつくっている団体はこんな感じになっているのが多いというのをここにフレームだけ載せてみました。

15ページ目には、それを多少肉付けして書くとこんな感じというのをここに載せています。

19ページ目は資料4として、今現在進めています市立小中学校の規模適正化・適正配置についてということで、今後、市長部局と協議していかなければいけない課題や変更事項について書き出したもの、その予算、財政的な視点での調整、災害時における避難所としての位置づけ、整合性とか、廃校になる学校の空き地業務というのをまちづくりの視点とか、あとは子ども・子育てという視点のこども園整備との調整と学童との取り扱い等、市長部局

との関係が密接なものについてどう調整していくかというところで、今回、大綱の策定と併せまして、もう一点、重要な課題としてこの点についても議題として載せていただいて意見交換していただければなということ、ここに載せてみました。

資料の説明は以上でございます。これで7月1日の会議で意見交換していただいて、ご審議いただければということで、よろしくをお願いします。

五木田委員長 ただ今、教育総務課長から説明がありましたが、これについて何かご意見あるいは質問がありましたら、お願いします。

小川委員 2点あります。5ページの山武市総合教育会議の設置要綱というのは何かを参考にしたものなのか、山武市独自で考えたものなのかというのが1点。

それともう一つは、15ページから山武市教育大綱があるが、こういうふうにつくりたいという参考例ができて、目次があって、こうなりますがいかがですかということ、今言っているんだけど、7月1日の会議にはこれらに文言が入ったものが出てくるのかどうか。これをもう一度、具体的にこういうことを入れましょうとって議論するのか、その辺を教えてください。

教育総務課長 1点目の5ページ目の要綱については、先進地で作っているものも参考しながら、山武市の場合はこんな感じでいいかなということで作ったものです。

15ページに掲げているものは、当日も中身を入れるというつもりでは考えていません。それはあくまでも、本来であれば、国の振興基本計画に基づいて市長が考えてやっていくもの、教育委員会が協議の中でそういう形でいいか悪いかと判断しながら調整していくということなので、あまり最初からこれでいいでしょうとって出すものではないんだろうなと思い、先進自治体などを見るとこういうのも多いので、参考までに、もし山武市の教育委員会がよければこんな感じになりますよというイメージでつけたものです。

小川委員 教育大綱というのは市長が策定するものですから、いろいろ話をして、その方向でという話の確認を7月1日にするということですね。

教育総務課長

はい。もしそれでいいというのであれば、次回の時にこんな感じで考えましたということで、そんな段取りでいきたいと思いません。

五木田委員長

今まで教育委員会で、山武市教育振興基本計画をみんなで論議してつくり上げていったものだから、それをやはりベースにして、法的な根拠はここに書かれているように、教育基本法がベース、根拠であって、だから、なぜこれが出てきたかという背景には、滋賀県の例のことや何かがあって、いわゆる物事のスピード感がないということ。そういったことで、背景にはいろんな幾つかの時代背景があるだろうと思います。他に何かご意見ありますか。

小野崎委員

8ページに大綱策定の考え方があったが、これは以前にもほかの会議でこういう話がされていて、このイのところでは、教育基本計画をつくってある場合には、大綱をあえてつくらなくてもいいとなっていますよね。だから、総合教育会議の中でこれを大綱としましよとすれば、その修正は来年度もやってもいいと思うんですけども、そうすればあえて大綱でまた論議をする必要は、私はないかなと思っています。

教育総務課長

ここにも書かれているように、地方公共団体の長が総合教育会議において教育委員会と協議・調整をし、というのが頭についていて、大綱とか判断した場合は策定する必要はないということなので、まずは協議の場で市長と教育委員さんで話し合っていて、これでいきましょうという話になればこれになることだと思うので。

小野崎委員

それがもし必要であれば、教育振興基本計画を教育大綱と変えれば、当面はスタートできるんじゃないですか。総合教育会議としての一定のまとまりがつけばですけど。それでいいんじゃないかなと私はずっと思っていました。

教育総務課長

ここに書かれている参考例は、ほぼ教育振興基本計画なんです。それに見出しだけつけたというだけなので、違うものをつくったわけではないです。

五木田委員長

今までの首長との協議についての意見交換は、市長との懇談会等で年に2回ほどやってきているわけですから、それを整えて第1回目の山武市総合教育会議をやるということでもありますので、これについては皆さんいかがですか。やりながら改善していくということが大事だろうと思いますけれども、今、教育総務課長から説明がありました。

教育総務課長

あと、市長が最近よくお話しされるのは、スーパーグローバルシティだとか、そういう国際社会に対応できるような教育についても、いろいろお話しされるケースが多くなってきています。そういうものが大綱の中に盛り込みたいとかというお話になれば、今の教育振興基本計画の中でも、事務事業とすれば、市長がおっしゃっているような取り組みは、いろいろ実施しているんですけども、基本目標の部分にそういうものが載っている様に読むというのは今は難しい状態になっているので、それを整える議論がもしかするとあるかもしれないというようには、想定しているところです。

五木田委員長

市長の所信の挨拶の中でもグローバルという言葉が出てきますので、次の協議にグローバル化が出てきますけれども、協議第2号の山武市総合教育会議についてはどうでしょうか。教育長、お願いします。

教育長

大綱ですけれども、今説明があったとおりではございますが、大綱策定の考え方の中にイとして、そっくり教育振興基本計画を大綱に変えてもいいよという情報がありますが、大綱の本来の意味は、根本となる方針、大枠を定めて示すというのが大綱になってくるので、今、教育総務課長からもあったように、主としては、SGHをもとにしたグローバルをサポートしていくというのが大きな流れになっているので、もしかするとこういったことが大枠として、この方針のもとに進んでいこうということになる可能性もある。

これは最初の会議での議論の中で決まることなので、その場で皆さんのご意見をいただくことになると思いますが、ある程度こちらの考え方として、どの辺までをもしやるとすれば大綱の枠に含めていくかということ、あらかじめ委員の皆さんにも考えていただきたいなどは思っております。

そっくりそのまま変えてしまうのだったら問題ないんですけど、ここで示されているような、15ページから教育大綱ということで書かれている中で、教育理念、基本目標、4つの政策、4番目に重点的に行う施策というふうにはここでは示されているんですが、私が思うに、もし別途こういう大綱をつくるのであれば、4番とか3番の細かい施策まで入れる必要もないのかなと、大綱の大枠という趣旨であれば、というような感じも受けるので、理念とか基本目標をきちんと定めた中で、あとは教育振興基本計画の中で、運用するような形でもいいんじゃないかなという思いがします。そうしてくると、さっき言った市の大きな流れというのが、ここにまた反映されるような形に出てくるようなものが、本来の大綱の形かなとは感じていますので、その辺も併せて、市長を交えた中でそういった議論ができるようにしていただけるといいかなと思っていますので、よろしく願いいたします。

五木田委員長

山武市教育大綱の施策について、今、教育長からお話がありましたけれども、他にございますか。

小川委員

私はもう一度、山武市教育振興基本計画を見直してみました。これは大事だなと思うところにチェックを入れてみました、あらかじめ事前配付されていましてから。だから、これは大事ですよ、だからこれは、例えば今、教育長が言われたように、細かいところまでは要らないんじゃないのかなというようにすると、これが今、教育において課題なんだというものが漏れる可能性が出てくるかなという感じがするんです。だから、その辺のすり合わせというのは、議論の中では必要なのかなという感じは、個人的にするんです。

教育長

大綱としてどこまで求めていくかということですね。

小川委員

例えば、私は保護者や家庭の在り方について学ぶ講座の充実というのは、やはり私はきちんとしていかないと、今後厳しくなると思うんですよ。全部学校が腰引いて、校長が腰引いて、職員が腰引いて、そして逃げられてという状況が今、学校の中に生まれているような気がするんです。だから、そういった例えば家庭環境への確保、地域の連携、協力を強化し、地域社会全体の教育力を高めるなんて、非常にこのことだと思うんですよ。だから、そ

ういう議論がなされるということでもいいんですよ。

教育長 そういうことです。そこを含めて議論した中で含めていければと思います。

小野崎委員 市長部局のほうではどこまで出席しますか。

教育総務課長 出席をお願いしているのは、副市長と総務部長、総務課長、財政課長、企画政策課長です。教育委員会側は、教育総務課、学校教育課、スポーツ振興課、生涯学習課のそれぞれの課長さんをお願いをしています。

1回目はそうなんですけれども、例えば2回目以降で子ども・子育ての関係で、子育て支援課を呼んで説明してもらうような話になれば、子育て支援課長に来てもらったりとか、そういうことは考えていきたいと思います。

五木田委員長 他にございますか。なければ、原案のとおり了承してよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

五木田委員長 それでは、原案のとおり了承いたします。

五木田委員長 ここで一旦休憩をとります。

(休憩 午後2時40分から午後2時50分)

五木田委員長 それでは再開いたします。

○協議第3号

五木田委員長 協議第3号「グローバル化教育の推進について」を議題といたします。教育長から説明をお願いします。

教育長 それでは、協議第3号でございます。資料16ページをご覧くださいと思います。

今、市のほうで、先ほど来、話が出ていますが、東京オリンピック・パラリンピックに向けた国際化というものを進めています。

また、松尾高校のSGHの指定というものを受けまして、市としても松尾高校のSGHを成功させることは、松尾地区のにぎわいには欠かせないということで、サポート体制をとっているところです。そんな中で、市としては、SGHに絡めてSuper Global City、SGCということをやって、グローバル化の方向性を明確に打ち出しているところでございます。このSGCなんですが、Super Global Cityの下にCommunityとありますけれども、大切なのは、コミュニティーだろうというようなことを市長はおっしゃっているところでございますが、いずれにしてもSGCということを出しています。

教育委員会としても、市全体の方向性であるグローバル化というものに対して、グローバル教育に力を入れていくことが必要であろうと、また、今の時代の要請でもあることではないかと思っています。5年後に控えた東京オリンピック・パラリンピックで活躍できる人材を育てていくことを目指して、英語教育はもちろん、単に英語教育を充実させるだけではなくて、実際に国内外で活躍できるような国際人を育てていくことが必要であるということで、グローバル化の意味を広く捉えまして、スーパーグローバルとして教育を進めていくことも必要であろうと考えます。そこで、Super Global Education、SGHをもとに、市ではSGCということ掲げているので、教育の分野については、SGE、Super Global Educationということで、グローバル教育を強化していこうというふうに考えているところです。

山武市教育の特色として、ICT教育の充実、昨年度末に新規にICT機器を導入いたしまして、今年度、その活用を進めているところでございますので、そういったICT機器活用教育の充実ということと併せて、スーパーグローバル教育というものを市としても特色として掲げ、今後の教育施策に反映をさせていきたいと考えているものでございます。

具体的にはどうかということで、英語教育の充実、日本語学習の場を提供すること、日本文化の理解ですとか、異文化の受け入れ、国際交流機会の創出、障害者スポーツの理解、ノーマライゼーション社会への学びというようなことをより積極的に進めていきたいと思っています。

SGEという言葉も、Super Global Educationというのを山武市の教育として進めていくんだというような考えで、部内の中では一応話をしているところでございますが、今後の方向性として、

こういった形をどんどん表に出していった方がいいかどうかということで、委員の皆さんにもご意見をお伺いしていきたいというところで、今回ここに協議案件として提案させていただきましたので、よろしくご議論のほどお願いしたいと思います。

五木田委員長 ただ今、教育長から提言がありましたけれども、それについて、皆さんからご意見をお聞きしたいと思います。

小川委員 1点質問よろしいでしょうか。オリパラに絡めて、先進的にスリランカとも交流をやって、私は理解できます。それはよくわかるんですけども、教育委員会以外でSGCと言っているわけですから、シティー、コミュニティーと言っているわけですから、教育委員会以外ではSGCに絡んでどんなことをやろうとしているのかお聞きしたい。

教育長 今、オリパラ推進委員会というのがあって、そこでいろいろな施策、PRですとか、あります。4つの部会が構成されていて、その中でオリンピックに向けてはいろいろなものがあります。特に教育部会という中で出てきているのが、今回既に始まっていますスリランカへの青少年交流とか招聘というようなものもありますし、今後さまざまな形で教育委員会に絡んで、オリンピック絡みで入ってくるのは多々あると思います。

シティーとしては、先ほど話題に出ていた田んぼアートとか、ああいったものもSGCというか、オリンピックに絡めた事業の1つには捉えています。個別具体的には、今、資料がないので詳しくは説明できないが、市として、そういう方向性のある中で、教育もグローバル化を進めようという考えです。

五木田委員長 今、グローバル化の話で、ちょっと話がそれますけれども、最近、大学の名称には何々国際、あるいは国際何々大学とか、国際が大はやりで、名前負けしないように、内容の問題で、「国際」をつけたからグローバルだと言えないですし、やっていることが大事だろう、やることが大事だろうと思いますけれども、Super Global Educationについて、ほかの皆さん、ご意見ありますか。

小川委員 委員長、いいですか。私、これが出てきたときに、なぜ一番最初に質問したのかというと、これは全く、私は国際人を育ててい

がなくちゃ、これは時代の要請であるし、そうじゃなくちゃいけないと思うんですよ。もう十分納得して、市長がオリパラに含めてやるということは重要だと思うし、各市町村に先駆けてやったということも1つは大ヒットだったと私は思っています。

だけど、いわゆるこじつけのような形にして、一番負担になるのは何なのかなと考えたんですよ、最初に。これは学校じゃないのかなという感じがした。無理やりこじつけて、これを学校でやってくださいよと。そうすると、変な言い方だけれども、中学校というのは受験を控えているわけですよ。やはり受験制度が変わらない限り、一定程度教え込むことは教え込んでいかないと、現実には。という状況が出てくるのではないのかなと思ったんです。

一番最初になぜそれを質問したのかということ、Super Global Education、スーパーグローバルコミュニケーションシティというのは、教育部が全て請け負って、全てそうやっていくという形になっていく可能性があって、何かにこじつけて、これを英語でやってくれとかという話になってくると、学校は非常に負担を覚えるのではないのかなという危惧を持ったんです。ただ、それだけの話なんです。

教育長

ご心配されていることはごもっともで、今、教育部会でいろいろ計画している事業とかは、今回の青少年派遣もそうですけれども、教育部に対してこんなことというのはたくさんあるんですね。そういう負担はできるだけ軽減したいし、受けにくい部分は正直あります。

ただ、ここで言うSuper Global Educationというのは、そういうオリパラ関係の事業を積極的に進めるということではなくて、例えば、英語教育の充実ということを謳っています。当然、今でも英語教育については力を入れているし、いろんなことをやっている。そこで、教育委員会としてどんなサポートができるかといったところで、例えば、英検受検の受検料を半額補助しましょうとか、そういったような施策を考えていくのに、幅広くいきましょうと。スーパーグローバル、市が進めているので、そういったことも当然進めやすくなるだろうと。スーパーとつけた中には、単に英語教育だけじゃなくて、ボランティアのこととか、日本文化のこととか、そういったこともより充実させる施策を教育委員会として考えながら進めたいと。あくまでオリパラの事業を、何でも受けましょうとか、私の考えとしてはそうではない。

小川委員 だから学校が犠牲になるというのは子どもが犠牲になるということですので、そのところで、こじつけのようにして、英語教育の充実を図るためにこんなことをやってみたらどうだというようなことで、それが本当に子どものためになるのかどうかというのは、きちんと教育委員会内部で議論をやってもらいたい。

教育長 そうですね。それは当然ここにお諮りしながら、委員の皆さんの意見を聞きながら、進めていかなければならない問題だと思っています。

小川委員 それを危惧したので、これは教育委員会以外では、どんな取り組みをしているんですかと聞いたんです。教育委員会がほとんど全部受けてしまって、教育委員会がそれで手いっぱいになってしまって、それでも、首長が言うことだから、これはしようがないと。言っていることも正しい、決して間違っていないと。けども、その裏に隠れたものとして、そういったものもありはしないのかなと、やっぱり教育委員会側としては考えておかないと、後で困ってしまわないかなと思っただけです。以上です。

教育長 それは、すごく心配しています。既に、それに近いこともあるような感じを少し受けています。

高橋委員 今、小学校とか中学校でも、1つの国をどこか見つけて、それを応援していくという事業を展開しているはず、もうそれは終わったんですか。そういうのから、英語もそうだけど。

教育長 既にやっているところはあるでしょうけれども。

高橋委員 昨日も女子サッカーがあつたりして、相手国をいろいろ調べたり、そういうことで異文化というか、英語とか、早目にどンドン、小学校でも中学校でも自分の応援する学校がどの国を応援するかというのをある程度決めて、あと5年ぐらいで応援の段階に移せばいいんじゃないでしょうか。そんな話がありましたよね。今、どうなっているんですか、小学校、中学校は。

五木田委員長 いわゆる特色ある学校経営の中で、国際理解教育なんかでやっ

ていますよね。

指導室長

やっています。ただ、今お話あった、一校一国という部分では、鳴浜小などは長年韓国との交流等々があるんですが、具体的に、A小学校はこの国、Bはここだということまではまだ至ってはいないという状況で、特別に、ここで交流があるところは、また今回のスリランカの訪問だったり、ニュージーランドの訪問だったり、派遣だったりという部分での意識はあるんですけども、1つの中学校、小学校で1つのどこかの国という部分の、そういった勉強といたしますか、調べ学習といたしますか、そこまではまだ現段階では至っていないというのが多くの学校だと思います。

高橋委員

何年生からやるとか、ある程度基盤になる、6年生は忙しいから、5年生か4年生で調べながら、全校生徒がそれに関わっていくというような考えではなくて、校長か誰かが決めたものをやるんですか。

学校教育課長

一校一国運動については、各学校が世界を見渡してどこの国を応援するかということと、スリランカとの交流という方向性があります。各市内の小中学校全部でスリランカについて学んでいき、スリランカとの交流を深める。そういった点から親近感を持った例として、成東東中とか松尾中での講演会があります。どのような交流をするかで、オリンピックにおける選手の応援等も可能になります。いずれにせよ一校一国運動をどのように展開するかの具体的なところについては、今後もまだ詰めていかないといけない状況です。

それと併せて、対象学年はどうするかという部分もあります。それは学年を絞ってやるべきことか、学校に対してやるなら全校対象なのかで、そうすると今度は行事計画を含む教育課程の学校実態もありますので、そういったことも校長会議のほうに投げかけながらすり合わせをして、方向性を決めていくことが必要です。今年度、そういった一校一国運動という方向性を進めていくための具体的なものについては、まだまだ十分議論がされていない状況にあります。ですから、今、いただいた意見等についてもまた、どういう形がいいのかとかいうこともすり合わせていく段階になっております。

高柳委員

1ついいですか。学校の実情に合わせて、学校が選べるように

提案していけるといいと思います。

学校教育課長

例えば、山武北小なんかもスリランカの交流をしていたんですよ。それから、鳴浜小は今韓国ですから、そこを変えてどうのこうのというふうにはならないようにしていったほうがいいだろうし、今やっている活動の中で連続性を持たせていくのがいいだろうということなので、ここは少しこれから先生たちのご意見を伺っていきたいと思います。

高柳委員

スーパーグローバルとして、日本の文化を知ることが入ったのはとてもよいと思います。海外のことと日本のことと、両てんびんでいかななくてはとすごく思います。国際化を図るには日本を知らないとほんとに恥ずかしい思いをします。外国から来る子どもたちは、自分の国を知ってくる人が多い。でも、日本から行く子どもたちは、自分の国のことをあまり知らないで、行っていることが多くあります。両方が伸ばせるようなお膳立てがあるといいと思います。

五木田委員長

ちょっと聞き漏らしたかも知れないので確認するが、これは対象とするのは子どもだけじゃなくて、子どもを含めた山武市民全部のことでしょう、対象は。

教育長

基本的にはそうですけど、教育委員会としては、やはり子どもたちの教育という部分に、フォーカスして行ってやっていくべきだろうと思います。

五木田委員長

だから、学校は今までも国際的な教育、教育活動の中に、どこでもやっているわけですよ。だから、それ以上にさらに厚くやるならば、そこにかかわる経費というか、物、金、人、ここら辺を厚くしてやらないと、ただやれやれでは学校もかわいそうだと。計画的に出さないと、学校はその学校の実態に応じて計画を立てているので、そこに途中から入っていくことは無理なので、だから、早目に方向性を出して、どういうふうに取り入れていただくかというところ。物理的には時間はこれだけだから、これだけの中に入れるのは、入れた分だけどこかを少なくしなければ仕方がない。

教育長 今言った、物、人、金を手厚くしていけるようにこの方向性を定めましょうと。そうすれば、いろんな事業に対して、教育委員会として、いろんな手当てを考えていけるようになるだろうと私は思っています。

五木田委員長 ありがとうございます。

小川委員 年度途中で急に入ると、教育課程を変更しなくちゃいけないし、行事計画も全部変わってしまうわけですから、そんなことが現場としては1つあるということを理解しながら進んでいかないと、混乱するなという感じが個人的にはします。

小野崎委員 内容的には、私は異議ありません。ですが教育長が出したのはSGEという標語を使っていこうということでしょう。エデュケーションを使っていきたいということでしょう。

教育長 はい。

小野崎委員 SGHがあって、SGCがあって、SGEがあるとか、それがひっかかるだけ。ひっかかるというのは、頭の中に、松尾高校はSGHだと。山武市はSGCだとか言うわけでしょう。そんなふうにすると、今度教育委員会はSGEとかいう話になってくると略語が混乱すると私は単純に思うわけです。だから、1つ逆提案すると、SGCの実現に向けた教育分野での方向性とか、やることとか、そんなふうにして。

教育長 それがスーパーグローバル教育です。

小野崎委員 そうでしょう。だから、そこを、またSGEとかつくらなくても私はいいと思っているんだけど、内容はいいですよ、私は。

教育長 私はかえって、逆に大きく出してしまったほうがわかりやすいかなと思ったので、スーパーグローバルという部分で、同じように進むんだということを示したほうがいいのかと思ったので、これで出させていただきましたけれども。

小野崎委員 SGCがあって、SGHがあって。

教育長

SGEという頭がある、先に来るんじゃないくて、要するにスーパーグローバル教育、グローバル教育を重点的に進めましょうということ、括弧して、それはSGEという、これは先にSGEが来ちゃっていますけれども、考え方としてはそういう感じだと思います。

高橋委員

教育振興基本計画の中には、グローバル化は謳ってあるし、一校一国というのも謳って、それは計画の中に多分入っていて、それを実行するかしないかというところだと思うんですね。

五木田委員長

わかりました。国際的な教育と絡めて学校教育では、スーパーはつかなくとも、グローバル教育は随所でやってくださっているだろうと思います。結論というのはありませんけれども、この案件については、折を見て継続的に協議をしていきたいということによろしいですか。

小野崎委員

今、教育長が言ったように、この中も具体的にこういうことをしたら、もう少し後押しができればと、さっきの英検の話もあったけど、例えば、1から7の中でこういうことをしたら、もう少し後押しできるなということがみんなの発想の中に出てくればいいということでしょう。そうですね。

教育長

そうですね。何でスーパーをつけているかというところ、グローバルだけだと、例えば、ノーマライゼーションとか障害者スポーツとかいうところがなかなか入ってこないんですよ。単にグローバルということだと、外国、国際化教育ということになってくるので、それをあえてスーパーをつけて枠を広げることによって、障害者スポーツとか異文化、日本文化を学ぶこととか、ノーマライゼーション、障害者スポーツまでも範囲を広げたいと考えたところです。

単にグローバル教育では、どこでもやっていることなので、特色を出すことになってこないんです。特色を出したいので、あえてスーパーをつけることによって幅を広げようという考え方です。

五木田委員長

趣旨は十分理解して賛同しますが、これが目に見えるような形が出てくればいいですね。

小川委員 ですから、教育長が一番最初に言った英検の補助なんていうのは、非常に私はいと思います。そうすれば、各学校は、英語の教育について、それに向けて頑張りますよ。

教育長 だから、スーパーグローバルで、これを進めていくんだという合意の中で進めば、そこに予算をつぎ込むことにも理解が得られるんじゃないかと思うんです。

小川委員 それは理解が得られますよ。

教育長 そのために、この方針で行くことを皆さんで協議した中で、ゴーサインがもらえれば、こういうところに順次入っていけるだろうと。

小川委員 具体的にこういうことをやりたいんだということを出して、いいものであれば、私は非常いいと思う。

五木田委員長 それでは、本協議については継続して協議をしていきたいと思っています。

◎日程第6 報告事項

○報告第1号

五木田委員長 報告第1号「山武市議会第2回定例会の報告について」教育部長から、報告願います。

教育部長 それでは、報告第1号について報告します。

第2回定例会が行われたところでございます。資料18ページをご覧くださいますと、会期は6月2日から23日まででございます。特に今回は、一般質問ということで、5日と9日に行われた一般質問について、ご説明していきます。

資料22ページをご覧くださいと思います。一般質問では、越川議員の小中学校の適正配置について、小野崎議員からの教育問題について、それから小川良一議員の小中学校の規模適正化について、この3点については、学校の適正配置に関する質問でございました。

これにつきましては、以前より答弁している内容のとおりでござ

ざいまして、今後の方針ということで、中学校単位では説明会を行ったところがございますが、出てきた意見等を踏まえながら、今度は小学校を単位として説明会を進めていくという回答をさせていただきます。なお、12日には山武西小で説明会を行ったところがございます。さらに、大富小で6月20日、説明会を行うということで、順次説明を行っていくところがございます。内容については、後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、市川議員から2020年オリ・パラリンピックに向けてということで、主にパラリンピック教育というか、障害者教育について質問がありまして、そこについてお答えをしたところがございます。今後、そういった教育を進めていくという回答をしたところがございます。

22ページが一番最後でございますけれども、今関議員から、教育環境の整備について、緑海小のトイレ、和式と洋式がありまして、和式の率が高いということで、それを洋式に変えていく話もあるので、そういう計画はどうかという話がありましたので、それについては合併以来、順次整備しているところで、今後も29年度から順次整備していくと。しかしながら、学校統廃合の関係もあるので、整合性について見て整備していくという回答をしたところがございます。詳細については、資料に記載したとおりでございますので、ご覧いただければと思います。

山武市議会第2回定例会の報告については以上でございます。

○報告第2号

五木田委員長

報告第2号「山武市青少年スリランカ派遣事業及び山武市少年海外派遣事業応募者の状況について」生涯学習課長から、報告願います。

生涯学習課長

それでは、報告第2号「山武市青少年スリランカ派遣事業及び山武市少年海外派遣事業応募者の状況について」、説明をさせていただきます。ページについては43ページ、44ページになります。

まず初めに、山武市青少年スリランカ派遣事業についてであります。派遣人員につきましては、10名のところ8名の参加がありました。先日の5月16日に面接を行いまして、資料に記載のとおり合計8名の研修生が決まったところであります。松尾高校で男子2名、女子1名、成東高校で女子1名、成東東中学校で女子2名、山武中学校で男子1名、成東中学校で女子1名という8名

が決まっております。

研修生の今後の日程についてでありますけれども、こちらにつきましては、第1回目、6月5日に結団式と第1回の研修会を実施しております。それから、6月13日に第2回目を実施しております。3回目については6月28日、4回目については7月5日という日程で研修会を行う予定です。

(2)の海外派遣研修につきましては、平成27年7月23日木曜日から7月30日木曜日、6泊8日の予定になっております。団長につきましては齊田学校教育課長、事務担当者につきましては、生涯学習課の戸村、オリパラ戦略推進室のほうから西谷が今回、同行する形になっております。総勢で12名の参加ということになります。

続いて44ページです。山武市少年海外派遣事業（ニュージーランド）こちらにつきましては、派遣人員18名に対し応募者が27名になりました。面接につきましては、6月13日に23名実施したところでございます。6月17日、本日の午後5時半から残り4名の面接を実施する予定になっております。派遣人員の決定については、22日の選考委員会で決定する形になります。

応募者の状況につきましては、資料に記載のとおり、成東中学校、成東東中学校、山武中学校、山武南中学校、蓮沼中学校、松尾中学校、全員2年生という形になります。それから、東金高校から1名の応募がありました。今後決定次第、また報告させていただきます。

○報告第3号

五木田委員長 報告第3号「山武郡市小学校陸上競技大会結果について」指導室長から、報告願います。

指導室長 6月5日に山武郡市小学校陸上大会がございました。資料45ページに各学校の得点を記載してございます。成東小学校が総合優勝ということで、男子が総合2位、女子も総合2位で男女総合1位ということで、今年度は成績をおさめました。

なお、資料46ページ、47ページにそれぞれの個人の男子、女子に分かれて記録がありますが、全ての中に山武市内の子どもたちが入賞している状況になっております。ご覧いただきたいと思います。報告は以上でございます。

○報告第4号

五木田委員長 報告第4号「行事の共催・後援の承認について」教育総務課長から、報告願います。

教育総務課長 資料48ページをご覧いただきたいと思います。5月に申請のありました行事の共催、後援につきましてのご報告です。5月につきましては、共催が7件、後援が1件ということで、それぞれの団体から申請がありまして、内容等を確認した結果、承認をしたところがございます。関係資料が49ページ以降にございますので、ご確認いただきたいと思います。報告は以上です。

○報告第5号

五木田委員長 報告第5号「7月の行事予定について」各所属長から、報告願います。

※出席した所属長から7月の行事予定について報告。

○その他

五木田委員長 そのほかに報告すべきことはありますか。

※その他で報告した概要は次のとおり

指導室長 配布資料に基づき、山武市教育委員会ジャーナルについて報告。

教育総務課長 山武市芸術文化スポーツ活動報奨金の交付対象となった、全国ママさんバレーボール大会に出場するチーム（サクシード）について報告。

指導室長 教育実習生（栄養教諭）の受け入れについて報告。

教育総務課長 小学校単位での、小中学校の規模適正化・適正配置についての説明会について、以下のとおり報告。

山武西小学校に12日に行って参りました。その日は保護者参観と引き渡し訓練があり、その間の一コマ分をいただき、体育館で保護者約70名の方たちに基本方針の素案についての考え方と、今後の山武西小学区の児童・生徒数の推移、子どもが少ない環境についての説明をさせていただいた。今後、配置計画などの具体的

な件については、これから決めていきますという話をした。質問はなくて、先生の方から一回話し合う時間を設けてくれて、近くの人と話あってくれということで、話あった結果出てきた質問が、具体的なスケジュールはどうなっているのか。という話と、組み合わせはどうなっているのか。という質問を受けたので、日向小学校と組み合わせなりますと答えました。その2つの質問を受けました。絶対だめだとかという反対意見はそこでは出ず、淡々と聞いていらっしやった。具体的な話が出た時点でまた何かあるかと感じています。

大富小学校につきましては、先日、PTA役員、会長がお見えになって、PTAの方からの要請があり、20日に行くこととなりました。授業参観の4コマ目の時間で行います。大富小学校の場合は、説明会の場を設けたいと思うのだけれども参加されますかというアンケート調査を保護者全員に行いました。その際に、参加する参加しないに合わせて、どういうことを聞きたいかという質問もある程度まとめてくれてありました。その中では2つ、成東小学校にどうして行かなくてはならないのか。大富小学校が地域の核になるので、大富小学校が無くなってしまえば、地域がもっと廃れてしまうのではないかとか、新たな学校を真ん中に建てればみんなが納得するのであろうとか、大富小学校がなくなってしまうことに対しての否定的な考えが多く、そういう考えを持っている方が多いような雰囲気の中での話し合いになるのかと思っています。

五木田委員長

報告ありがとうございました。他になかったら、以上で教育委員会第6回定例会を終了いたします。

◎閉会 午後3時43分